

福祉

提案・意見

子育て支援センターについて

現在0歳児の子どもがおり、育児休業中です。

子育て支援について、願望を書かせていただきます。

・子育て支援センターのふれあい遊びの時間（12時前や閉館前に行っている）をもう少し充実させてほしい。具体的には、ピアノを弾いて、歌を歌うなど。

・支援の内容や、日程を一括で見やすいウェブページを使ってほしい。現在、各施設のカレンダーを個々に見ることしかできない。保育園の催しや、いせトピアのものも掲載してほしい。鈴鹿市の「きら鈴」というページがわかりやすかったです。

・乳幼児向けに、保育園のこんだて表を支援センター等、子育て中の親が手に取りやすいところに置いてほしい。就園していなくても、園ではどのような食事なのか気になります。（参考にしたいと思います）

また、スーパー等に学校給食のこんだて表を置いていただけると、夕食の参考になったり、高齢者の方にも良いヒントになったりすると思います。

似たような取組をすでにされていたら申し訳ありません、その場合、教えていただけるとさいわいです。

回答

この度は子育て支援センターについてのご意見をいただきありがとうございます。

「親子ふれあい遊びの時間」は、子育て支援センター利用者の0歳～3歳くらいまでのお子さんと保護者が対象になってきます。お子様の年齢が小さいうちは、お母さんの肉声や身近な大人がうたう歌やわらべうたが子どもたちにとって心地よく響き、信頼関係を築く基となっていくことを大切にしています。

市内の子育て支援センターにおいて、年齢別の講座「親子ふれあい遊び」を実施しております。「音楽講座（リズムであそぼ）（親子でリズム）」、「絵本の読み聞かせ講座」、「親子ふれあい遊び講座」、「健康講話&相談講座」、「ベビーマッサージ・ベビーダンス講座」等の内容で、30分程度行っていますので、ぜひ、参加していただければ充実した時間を過ごしていただけるのではないかと思います。

また、子育て支援センター、保育園、市内施設などの行事内容を一覧でホームページに掲載することについては、今後の参考とさせていただきます。

保育園の献立については、皆様にご覧いただけるよう、子育て支援センターに置かせていただきますので、ぜひ、ご利用ください。

今回いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、子育て支援センター事業がより充実したものになるように努めてまいります。

貴重なご意見ありがとうございました。

担当課

こども課（2017年6月回答） [6/1～6/9]

その他

提案・意見

議会基本条例案及び逐条解説案について

5月18日に行われた、伊勢市議会 議会のあり方調査特別委員会 条例等検討分科会を傍聴させて頂きました。

議会事務局の丁寧な対応、ありがとうございます。

貴重な経験をさせていただき、ありがとうございました。

条例等検討分科会では、議会基本条例案及び逐条解説案についての審議が行われておりました。

その中で広報広聴機能の充実として、第20条にて、広報広聴機能の充実を図るため、議員で構成する広聴広報に関わる特別委員会の設置を求めていたのに、議会のあり方調査特別委員会 広報検討分科会及び広聴検討分科会でおこなうということで、削除しました。

しかし、議会のあり方調査特別委員会及び検討分科会そのものは、議会基本条例案のどこにも設置について記載がありません。

これでは、広報及び広聴を審議する組織がなく、8条と矛盾すると考えます。

条例等検討分科会の会長に就任した鈴木豊司前副会長は、8条の市民参加及び市民との連携においても、議会報告会の削除を提案しました。

鈴木豊司会長は、議会における広報広聴機能を充実させたくないのではないかと、疑念を抱きます。

また条例等検討分科会が、第20条から、広報広聴委員会の設置について削除を決定したという事は、伊勢市議会として、市民に対して広報や広聴は必要ではないという意思の表れだと考えます。

今までの条例案どおり、条例案第20条にて、広報広聴機能の充実を図るために、広報広聴の特別委員会設置を盛り込んで欲しく思います。

広報広聴の組織ができるまでの間は、今ある組織（広報検討分科会や広聴検討分科会）で広報広聴について議論するよう求めます。

開かれた市議会を目指して欲しく思います。

よろしくお願いします。

回答

この度、議会のあり方調査特別委員会条例等検討分科会を傍聴いただきましてありがとうございます。

今回、ご意見いただきました議会基本条例案第20条に定める広聴広報に係る特別委員会の設置につきましては、削除したものではありません。

同条4項の「広報広聴に係る特別委員会については、別に定める。」の規定を受け、議決により設置した議会のあり方調査特別委員会の広報検討分科会及び広聴検討分科会がこの機能を果たしておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、条例等検討分科会での会長提案につきましては、広報広聴の手段は数多くあることから、議会基本条例第8条3項の「議会は、議会報告会等の市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の拡大を図るものとする。」の表現では、「議会報告会」のみに特化するのではないかと憂慮したものでございまして、決して広報広聴機能の充実を蔑ろにするものではありません。

なお、今後、議会基本条例のパブリックコメントの実施により、当該条例に関するご意見をいただく機会ができるように検討しておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

担当課

議会事務局（2017年6月回答）〔6/1～6/9〕

その他

提案・意見

パブリックコメントの周知をお願いします

現在、伊勢市議会において「伊勢市議会基本条例案」を策定しております。

今後、策定した条例案は、伊勢市に住む住民に対してパブリックコメントを行う予定になっております。

そこでお願いがあります。

私が知る限り、伊勢市議会にて、議員による条例制定を行う初めての条例案だと思います。

伊勢市議会議員が、時間をかけて審議を尽くし策定したこの条例案について、今回行うパブリックコメントは、今までより多様な方に対して広く周知して欲しく思います。

広報誌だけでなくケーブルテレビでも、周知を行なって欲しく思います。

昨年から、18歳以上を有権者として選挙権が与えられることになりました。

ですので、高校生や大学生などの若者に対して周知を行なうために、各高校や大学にパブリックコメント募集の掲示を行なって欲しく思います。

できれば、中学生に対しても周知を行うために、中学校でもパブリックコメントの募集を掲示して、周知を行なって欲しく思います。

この条例案は、これからの伊勢市を示すものになると思いますので、ご一考のほど、お願いします。

回答

伊勢市議会では、議会や議員の責務等を定める伊勢市議会基本条例（案）について協議中であり、今後、市民の皆様へパブリックコメントを実施する予定です。

パブリックコメントの周知につきましては、ご意見をいただきましたように、できる限り多くの方に周知していきたいと考えております。

また、周知の方法につきましては、広報いせとともにケーブルテレビ等での周知を予定しております。

次に学生への周知につきましては、区別することなく、一般の方の中に含めて周知することとしておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

担当課

議会事務局（2017年6月回答）〔6/1～6/9〕

その他

提案・意見

市民の声の更新頻度についてⅡ

「市民の声の更新頻度」についての回答をいただきましたが、まるで答えになっていません。「公表については、できる限り速やかに行ってまいります」とありますが、反面「公表時期については、現行どおり」と回答されており、改善しようとする意志が感じられません。とても理解できるものではありません。更新作業と投稿者に回答する作業はそんなに違うのですか。その違いと月に一度しか更新できない理由を具体的に誰にでも分かるように教えてください。わかるまで投稿させていただきます。

回答

いただいたご意見をもとに、6月から「市民の声」は毎週更新させていただきます。ご意見と回答は1週間ごとでまとめ、翌週中に更新する予定です。

担当課

広報広聴課（2017年6月回答）〔6/1～6/9〕